

第13233号 令和 5年(2023年) 5月26日(金)

(每週 火·金発行)

目 次

告 示 ○令和 5 年 6 月熊本県議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・(財政課) ○指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・(高齢者支援課) 公 告	1 1
〇宇土・宇城広域都市計画区域マスタープランの改定(原案) に係る公聴会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(都市計画課)	1
○住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネット ワーク監視及び保守に関する業務委託の相手方・・・・・・・・・・(市町村課) ○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出・・・・・・・・・・・(商工振興金融課)	2 3
○県営土地改良事業計画の決定··················(農村計画課) ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了·······(建築課)	4
○土地改良区の役員の選任等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
□ ♥ □ ♥ □ ♥ □ ♥ □ ♥ □ ♥ □ ♥ □ ♥ □ ♥ □ ♥	5
○熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(企業局総務経営課)	5

告 示

熊本県告示第458号

令和5年(2023年)6月6日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。 令和5年(2023年)5月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第459号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 令和5年(2023年)5月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
合同会社ウィズ	ヘルパーステー	宇城市不知火町	令和5年	訪問介護
ット	ションゆい	長崎561番地	(2023	
		1	年) 6月1	
			日	

公 告

熊本県公告第347号

都市計画の案を作成するので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1 項及び熊本県都市計画公聴会規則(昭和45年熊本県規則第47号)第2条の規定により 公聴会を次のとおり開催する。 令和5年(2023年)5月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和5年(2023年)6月20日(火)午後7時から午後9時まで ただし、公述の申出がない場合は開催しない。

場所

宇城市松橋町大野85 宇城市役所新館1階第2会議室

意見を求める都市計画の原案

宇土・宇城広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(原案)のとおり(当該原案の添付は省略し、令和5年(2023年)6月1日(木)から令和5年(2023年)6月15日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時 15分まで)熊本県県央広域本部土木部技術管理課、宇城地域振興局土木部維持管理調 整課、熊本県土木部道路都市局都市計画課、宇土市建設部都市整備課及び宇城市土木部 都市整備課において閲覧に供する。)

公述の申出について

宇土都市計画区域内又は宇城都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書(別記様式)に記入の上、持参、郵送又は電子メールで 次により提出する。

(1) 持参により提出する場合

令和5年(2023年)6月15日(木)午後5時15分までに熊本県県央広域 本部土木部技術管理課、宇城地域振興局土木部維持管理調整課、熊本県土木部道路 都市局都市計画課、宇土市建設部都市整備課又は宇城市土木部都市整備課に提出す ること

ること。 (2) 郵送又は電子メールにより提出する場合 令和5年(2023年)6月15日(木)午後5時15分必着で、熊本県県央広 域本部土木部技術管理課まで提出すること。

〒862-8570熊本市中央区水前寺6丁目18-1

e-mail: kumadogikan25@pref.kumamoto.lg.jp

公述人の選定について

公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同 種の趣旨の意見を有する者が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために知事が 必要と認めるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が 今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知 する。

公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当 該範囲を超えてはならない。

傍聴について

公聴会は、原則として自由に傍聴できる。

公聴会に関する問合せ先

熊本県県央広域本部土木部技術管理課 電話:096-333-2787 FAX: 096-333-2797

(別記様式)

令和5年(2023年)6月 Н

熊本県知事 島 郁 夫 様 潘

公述申出人

住所

氏名

年齢

職業

電話番号

述 出 書 公 申

私は、令和5年6月20日に開催される宇土・宇城広域都市 計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、 下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

意見の要旨及び理由(別紙可)

- 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載 すること。
- 記載内容(住所、氏名、年齢、職業、電話番号、意見の要旨及び理由)に不足があるときは公述できない場合があるため、漏れなく記入すること。

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県 規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

県

公

報

令和5年(2023年)5月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 - 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワーク監視及び保守に関 する業務委託契約 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 熊本県総務部市町村・税務局市町村課
 - 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日 3
- 令和5年(2023年)3月16日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地 地方公共団体情報システム機構
- 東京都千代田区一番町25番地 随意契約に係る契約金額 5
 - 71,872,006円(うち消費税及び地方消費税の額6,533,818円) 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第349号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項 の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、 当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 5 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス岩崎店

玉名市岩崎字堂ノ下476番1

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

	
名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10
代表取締役 横山 英昭	番1号 第一福岡ビルS館4階

土坦塔小声広軸にないて、小声業を行る老の夕新及び仕事者の氏夕並びに住託

ر		<u>の名称及い代表者の氏名並のに任所</u>
	名称及び代表者の氏名	住 所
	株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10
	代表取締役 横山 英昭	番1号 第一福岡ビルS館4階

- 大規模小売店舗の新設をする日
 - 令和6年(2024年)1月12日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 248平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数 (1)
 - 建物敷地内 51台
 - 駐輪場の位置及び収容台数 (2)建物東側 16台
 - (3)荷さばき施設の位置及び面積
 - 建物東側 40平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (4)
 - 建物内東側 12.17立方メートル 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (1)
 - 午前9時から午後10時まで 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (2)午前8時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (3)
 - 2 箇所 建物敷地東側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (4) 2 4 時間
- 届出年月日

令和5年(2023年)5月11日

届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振 興局総務振興課

令和5年(2023年)5月26日から令和5年(2023年)9月26日まで

その他

法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和5年(202 3年) 9月26日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在 地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商 工振興金融課に提出することができる。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない 者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第350号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営第二清願 寺地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告 し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

の土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15 日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)5月26日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

縦覧に供する書類の名称

県営第二清願寺地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し

2

令和5年(2023年)5月29日から令和5年(2023年)6月23日まで

縦覧場所

あさぎり町役場

熊本県公告第351号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 令和5年(2023年)5月26日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡菊陽町花立一丁目4118番2の一部、同4132番1及び同4132番4 2.248.84平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 菊池郡菊陽町花立一丁目5番29号 内藤

熊本県公告第352号

球磨郡錦町に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出 があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により 公告する。

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 5 月 2 6 日

能本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住	所	
退任				
理事	尾鷹 一範	球磨郡あさぎ	り町上北277番地15	

熊本県公告第353号

菊池郡大津町に事務所を置く護川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の 届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定に より公告する。

令和5年(2023年)5月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	小西 光昭	菊池郡大津町大字杉水2501番地
理事	今村 太	菊池郡大津町大字矢護川459番地1
就任		

理事	豊岡 裕次	菊池郡大津町大字杉水42番地1
理事	西岡 公浩	菊池郡大津町大字矢護川230番地2

登載依頼

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会令和5年第1回臨時会を令和5年5月30日午後0時30 分熊本県玉名市に招集する。

令和5年(2023年)5月26日

有明海自動車航送船組合 管理者 栗林 堅一郎

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。 令和5年5月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業管理規程第10号

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本県企業職員の給与に関する規程(昭和41年熊本県公営企業管理規程第16号)の

一部を次のように改正する。 一部を次のように改正する。 第5条第1項中「発電総合管理所に勤務する」を削り、「職員が、」の次に「電気事業(熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)第2条に規定する電気事業をいう。)の業務として」を加え、同項第10号中「、施設二課長」を「又は施設二課長」に改め、「又は荒瀬ダムの放流業務に従事する職員」を削る。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。